令和８年１０月２９日

健康保険被扶養者確認調書　参考資料の「税法上の扶養家族」の記載内容誤りについて（お詫び）

令和８年度の税制改正により、所得税法上の規定による控除対象配偶者または扶養親族の所得要件も改正されていることの確認ができておりませんでした。深くお詫び申しあげます。

つきましては、下記の被扶養者資格確認調書参考資料の一部を修正し、再度掲載しましたので、お知らせします。

記

・調書記載フローチャート
・添付書類一覧表
・税法上の扶養家族一覧表
・令和８年度被扶養者資格再確認に関するＱ＆Ａ（事業所担当者用）
・令和８年度被扶養者資格再確認に関するＱ＆Ａ（被保険者用）